

保連発 0319 第 1 号
令和 3 年 3 月 19 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 殿
地方厚生（支）局長 殿

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長

保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた
費用の請求等のオンラインでの申請受付について

保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等については、「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（平成 22 年 7 月 30 日保総発 0730 第 2 号）にて通知された「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（以下、「取扱要領」）に沿って運用されているところである。

また、「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等における押印省略について」（令和 2 年 10 月 6 日保連発 1006 第 1 号）の発出以降は、「取扱要領」における別添資料への押印欄が削除され、オンラインでの申請を限定的な方法で行うことが可能となった。具体的には、当該通知はオンライン申請の方法について「当面の間、オンライン資格確認に関する『医療機関等向けポータルサイト』（<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/>）で行うオンライン資格確認の利用申請の中で、当該申請と同時に届け出る場合に限る。これ以外の方法で申請する場合は、従前の方法（紙申請）を踏襲するため留意すること。」としていたところである。

本年 3 月 22 日より、保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等のオンラインでの申請受付について、オンライン資格確認の利用申請と同時になくとも申請することが可能となったため通知する。具体

的なオンラインでの申請方法は以下のとおり。

各位におかれては、これについて関係者への周知をよろしくお取り計り願いたい。

記

○オンライン請求開始に関する申請方法

オンラインによる申請	紙による申請
<p>■ 医療機関等向けポータルサイト (https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/) トップページ > 「利用申請・補助申請される方」 > 「5. オンライン請求利用申請」 から申請。 注) この申請により支払基金支部、各都道府県の国保連合会への書面の提出は不要。</p>	<p>■ 支払基金ホームページ (https://www.ssk.or.jp/) トップページ > オンライン請求 > 保険医療機関・保険薬局に係るオンライン請求 > 4. オンライン請求の手続きについて 上記 HP 先の「(3)届出関係」の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を支払基金支部に提出。</p> <p>■ 国保中央会ホームページ (https://www.kokuho.or.jp/) トップページ > システム情報 > オンライン請求システム > 通知関係 上記 HP 先の「別添1 (電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出)」を国保連合会に提出。</p> <p>注) 支払基金支部・国保連合会両方へ届出が必要。</p>